

東京湾岸リハビリテーション病院における公的研究費の使用に関わる コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施計画

令和2年12月1日

東京湾岸リハビリテーション病院においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日改正文部科学大臣決定）を踏まえ、コンプライアンス教育・研究倫理教育を定期的に実施していくこととする。

1. コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施について

コンプライアンス教育・研究倫理教育の対象者

公的研究費の運営管理に関わる下記職員を対象とする。

- ①研究者（非常勤職員含む）
- ②常勤職員（研究活動を行う者）
- ③研究支援に関わる者

2. 実施体制・実施方法

コンプライアンス推進責任者は、研究活動を行う全ての職員（常勤・非常勤）におけるコンプライアンス教育の実施及び受講状況の把握を行い、統括管理責任者へ報告する。研究倫理責任者は、広く研究活動を行うものを対象として研究倫理教育を定期的に実施することとし、任務はコンプライアンス推進責任者が兼ねる。

3. コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施回数

(1) 研修会

- ・外部講師を招聘した研修（3年に1回）

(2) eラーニング教材

- ・3年に1回（修了証提出を求め、実施状況を管理する）

4. コンプライアンス教育・研究倫理の内容

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研修会、およびコンプライアンス教育・研究倫理教育用eラーニング教材等を学習する。

※eラーニング教材は、日本学術振興会が提供する「eL CoRE」を利用する。

5. コンプライアンス教育・研究倫理教育未受講者に対する方策

コンプライアンス推進責任者・研究倫理責任者は、未受講者に対して随時個別に受講するように指導する。

外部講師を招聘して行う研修会に参加できなかったものは、録画した動画を院内ポータルサイトで視聴するよう指導する。

6. コンプライアンス教育・研究倫理教育の受講管理及び理解度把握について

コンプライアンス教育・研究倫理教育に関する研修会後は、アンケート調査等により内容の理解度を確認する。

e ラーニング教材は、修了証の発行をもって十分理解したものとみなす。

7. コンプライアンス教育・研究倫理教育の理解度が低い受講者に対する方策

e ラーニング教材を再度受講させる、あるいは個別に補足の説明を行う。

8. コンプライアンス教育・研究倫理教育の理解度の把握結果の活用方法

今後のコンプライアンス教育・研究倫理教育の内容を充実させるための資料として活用し、不正防止対策につなげる。

9. その他

- ・受講については、少なくとも研究活動を開始する年度を基準に3年に1回受講することとするが、それよりも多く受講することを妨げるものではない。
- ・コンプライアンス教育・研究倫理教育に係るガイドラインが新たに策定または改訂された場合は、対象者に対してその都度速やかに実施する。